

平成 20 年度診療報酬改定に関する Q & A (第 5 号)

2009 年 6 月 22 日版 日本看護協会

厚生労働省保険局医療課に確認済み

【入院基本料等加算】

A236 褥瘡ハイリスク患者ケア加算

(問) 「褥瘡ハイリスク患者ケア加算」は、精神科等において身体拘束の状態にある患者に対して算定しても良いのか。

(答) 当該患者がベッド上安静であって、「麻薬等の鎮痛・鎮静剤の持続的な使用が必要であるもの」等の褥瘡予防・管理が難しく重点的な褥瘡ケアが必要な患者に該当する者であれば、算定できる。

以上